

国立研究開発法人物質・材料研究機構

エネルギー・環境材料研究センター蓄電池基盤プラットフォーム

共用設備等利用規程

令和2年9月29日

2020規程第52号

改正：令和3年3月15日 2021規程第15号

改正：令和3年11月30日 2021規程第84号

改正：令和5年2月28日 2023規程第54号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書第14条第2項に基づき、エネルギー・環境材料研究センター蓄電池基盤プラットフォーム（以下「蓄電池 PF」という。）が提供する研究支援の利用について、適正かつ効率的な利用を期するために遵守すべき事項その他の必要な事項を定める。

(利用できる研究支援)

第2条 次条に定める利用者は、蓄電池 PF が提供する次の研究支援を利用することができる。

- (1) 機器利用（蓄電池 PF が管理する機器を利用させることをいう。以下同じ。）
- (2) 技術支援（研究（その目的及び実施内容が明確であるものに限る。）に対する技術的な支援であって、次に掲げるものをいう。）
 - イ 技術代行（分析、解析、計測、加工、作製等の実施を代行することをいう。）
 - ロ 技術相談（分析、解析、計測、加工、作製等に関する相談に応じ、情報提供、助言等を行うことをいう。）
 - ハ 技術補助（機器利用に関し、技術的な補助を行うことをいう。）
 - ニ 技術指導（機器利用に関し、技術的な指導を行うことをいう。）
 - ホ 研究開発支援（装置の開発、技術の確立、標準化等に係る研究開発に関し、技術的な補助、指導その他の支援を行うことをいう。）
 - へ その他の支援（研究に対する技術的な支援のうちイからホまでに掲げるもの以外のものであって、蓄電池基盤プラットフォーム長（以下「蓄電池 PF 長」という。）が適当と認めるものをいう。）

(利用者)

第3条 蓄電池 PF の共用設備等を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に該当する者のうち、第3項に定める方法に基づき、蓄電池 PF 長が認めた者とする。

- (1) 定年制職員及びキャリア形成職員
- (2) 任期制職員及び無期労働契約転換職員
- (3) 国立研究開発法人物質・材料研究機構客員研究者等取扱規程（平成18年4月19日 18規程第33号）第2条各号に定める客員研究者、外来研究者及び研修生
- (4) その他、蓄電池 PF 長が特に認める者

2 蓄電池 PF の共用設備等の利用を行おうとする者は、機構における所属長又は次条に規定する

利用責任者の事前承認を得た上で、様式1又は蓄電池PFが別に定める所定の方法により蓄電池PF長へ利用者登録の申請を行い、登録を受けなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる者（国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）第3条第1項第1号に定めるNIMS招聘研究員及び同項第6号に定めるNIMS招聘エンジニアを除く。）並びに同項第3号及び第4号に掲げる者（以下「定年制職員等以外の者」という。）に係る利用者登録の申請は、利用責任者を通じて行わなければならない。
- 4 蓄電池PF長は、第2項の申請を行った者に蓄電池PFの共用設備等を利用させることが適当と認めるときは、その者について利用者の登録を行うものとする。
- 5 蓄電池PF長は、前項の登録を行ったときは、当該登録を受けた者（以下「利用者」という。）及び利用責任者に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 利用者は、蓄電池PFの共用設備等の利用に当たっては、本規程並びに第5条、第10条第1項及び第11条の規定による別の定めその他センターの共用設備等の利用に関するルール（以下「本規程等」という。）を遵守しなければならない。

（利用責任者）

第4条 定年制職員等以外の者が蓄電池PFの共用設備等の利用を行うときは、当該利用に係る利用者の登録に当たり、利用責任者の登録を併せて行わなければならない。

- 2 利用責任者は、定年制職員又はキャリア形成職員をもって充てなければならない。
- 3 利用責任者は、利用者に対し、本規程等を遵守するよう指導しなければならない。
- 4 利用責任者は、利用者が前項の指導に従わない場合には、当該利用者による蓄電池PFの共用設備等の利用を禁止することができる。

（利用料の徴収）

第5条 蓄電池PFの共用設備等の利用のうち共用設備等（国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備の外部への共用に関する規程（平成14年5月23日 14規程第34号）第4条第2項の規定による共用設備等の指定を受けた設備等をいう。）の利用に係るものについては、エネルギー・環境材料研究センター長（以下、「センター長」という。）が別に定めるところにより、その利用者から利用料を徴収する。

（目的外利用等の禁止）

第6条 利用者は、蓄電池PFの共用設備等の利用により得られたデータ、試料等を、登録に際して承認された目的以外のために利用し、又は、他人に利用させてはならない。

（利用者登録の取消し等）

第7条 蓄電池PF長及び蓄電池基盤プラットフォーム副プラットフォーム長（以下、「蓄電池副PF長」という。）は、データ、試料等の適正な取扱い又は機器の保全、管理等のために特に必要と認めるときは、利用者に対し、利用者登録の取消し又は利用者資格の停止の措置を行うことができる。

- 2 蓄電池PF長は、上記の措置について、機構内に公示することができる。

（報告の聴取）

第8条 蓄電池PF長及び蓄電池副PF長は、必要に応じ、利用者に対し、蓄電池PFの共用設備等の利用に係る事項について報告を求めることができる。

（利用者登録の変更等）

第9条 利用者のうち第3条第1項第2号から第4号までに掲げる者は、毎年度、その利用者登録について、様式1又は蓄電池PFが別に定める所定の方法により更新の申請を行わなければな

らない。

- 2 利用者は、申請事項に変更があったときは、様式1又は蓄電池PFが別に定める所定の方法により、速やかに蓄電池PF長に届け出なければならない。
- 3 利用者は、蓄電池PFの共用設備を利用する必要がなくなったとき又は利用者としての資格を失ったときは、速やかに蓄電池PF長に対し、様式2又は蓄電池PFが別に定める所定の方法により蓄電池PFの共用設備の利用終了の届出を行わなければならない。

(成果の公表・利用)

- 第10条 利用者は、蓄電池PFの共用設備の利用により得られた研究成果を公表しようとするときは、センター長が別に定めるところにより、あらかじめ承諾を受けなければならない。
- 2 利用者は、前項の承諾を受け研究成果を公表したときは、速やかに蓄電池PF長に連絡しなければならない。この場合において、蓄電池PF長の求めにより、必要に応じ、公表した研究成果に関する資料の提出及び公表内容に関する説明をしなければならない。
 - 3 蓄電池PFは、技術指導、研究開発支援その他の技術支援を提供するときは、必要に応じ、事前又は事後に利用者と協議し、当該支援を受けて得られた研究成果の利用に関する取扱いについて遵守すべき事項を定めるものとする。
 - 4 利用者は、前項の協議により合意した遵守事項に従わなければならない。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、蓄電池PFの共用設備等の利用について必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日 2021規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日 2021規程第84号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第54号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。